

「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」の審議について

1. 諮問の背景

自動車単体騒音対策については、騒音規制法第16条及び「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策関係）」（平成7年2月28日）に基づき、近接排気騒音規制の強化が図られ、既に規制が開始されている。

しかしながら、近年の自動車交通騒音に係る環境基準達成状況の経年変化は、概ね横ばい傾向であるほか、自動車騒音に対する苦情も後を絶たない状況にある。

このため、自動車騒音については、低減対策を一層推進することが必要であるなど、今後とも多くの課題を有している。

2. 審議事項

自動車単体の騒音規制については、これまで規制の強化、実施が図られてきているが、近年の自動車交通騒音に係る環境基準達成状況の経年変化は、概ね横ばい傾向であるほか、自動車騒音に対する苦情も後を絶たない状況にある。

これは、自動車保有台数、自動車交通量の大幅な増大によるほか、新車に対するこれまでの厳しい騒音対策と比較して、使用過程車に対する騒音対策が十分に効果を上げていないことも考えられるが、使用過程車は、適正な整備を行っていれば車両構造の経年変化・劣化による騒音の増加は極めて少ないと考えられるので、使用過程車における騒音増加の主な原因は、消音器（マフラー）の不適切な改造等によるものと考えられる。これらのことを踏まえ、使用過程車の騒音対策をはじめとした、今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について御審議頂く必要がある。

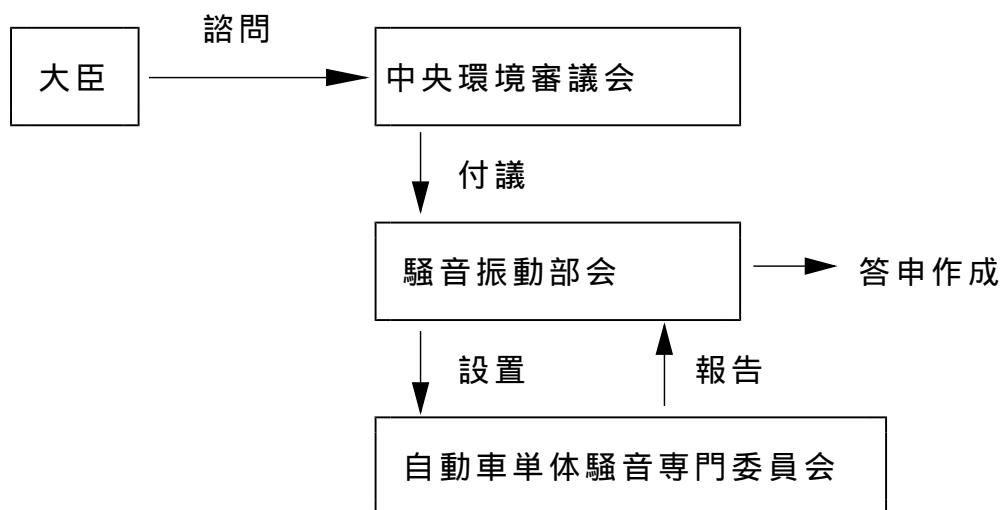
3. 審議方法

自動車単体騒音対策については、内容が専門的・技術的事項に及ぶものであることにかんがみ、部会における審議の促進に資するため、「自動車単体騒音専門委員会」を設置して、専門的事項の調査審議を進めて頂くこととしたい。

4 . 審議スケジュール

現在の騒音による道路沿道をはじめとした国民への影響をかんがみ、出来るだけ早急に結論を得る必要がある。

(参考)



中央環境審議会の審議スケジュール概要(案)

平成17年6月

中央環境審議会への諮問
・「今後の自動車単体騒音低減策のあり方について」



- ・近接排気騒音の低減目標値の検討
- ・その他



平成17年度末頃

中間答申

- ・近接排気騒音の低減目標の設定



平成18年度以降

- ・現行の近接排気騒音測定方法に代わる簡易な測定方法のあり方の検討
- ・音質を考慮した騒音規制のあり方の検討
- ・その他



答申

- ・現行の近接排気騒音測定方法に代わる簡易な測定方法のあり方
- ・音質を考慮した騒音規制のあり方
- ・その他